

府中市地域公共交通協議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の事項をお守りください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱等の症状がある方は傍聴をお断りさせていただきます。また、咳エチケットなどへのご協力をお願いします。

- 1 傍聴者名簿に住所や氏名を記入して、会場外でお待ちください。事務局が後ほどご案内しますので、指定された場所にご着席ください。
 - 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務遂行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
 - 3 会議中は傍聴席において静粛に傍聴し、会場において次の事項をお守りください。
 - (1) 発言や飲食をしないこと。
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと。
 - (3) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- ※ 会議録は事務局で作成し、後日公表します。また、会議中に記録用の写真を事務局で撮影し、市ホームページ等で使用することがありますので、ご承知おきください。
- 4 これらのことに違反し、そのため、協議会の進行が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。
 - 5 会議資料については、退室される際に受付へご返却ください。